

## 越谷都市計画市街地再開発事業の変更（越谷市決定）

都市計画越谷駅東口第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

（ ）内は全幅員

名 称		越谷駅東口第一種市街地再開発事業							
施行地区面積		約 2.6 ha							
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	面 積	備 考	
		幹線街路	3.4.18	越谷駅前線		10.0m(20.0m)	約200m	-	都市計画道路（決定済）
			3.3.41	越谷市役所通り線		25.0m(25.0m)	約 60m	-	都市計画道路（決定済）
			3.5.48	弥生町中町線		7.75m(15.5m)	約110m	-	都市計画道路（決定済）
				東口駅前交通広場				約7,000㎡	都市計画道路（決定済）
		区画街路	県道越谷鳩ヶ谷線		11.0m	約 80m	-		
			市道幹70002号線		6.0~9.0m	約120m	-	全幅員12.0m	
建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 物		敷地に対する		主要用途	備 考		
		建築面積	延べ面積	建築面積の割合	延べ面積の割合		(参考) 高度利用地区の制限内容		
		約5,500㎡	約51,300㎡	約7.4/10	約60/10		商 業 住 宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積に対する延べ面積の割合 最高限度 60/10（1街区） " 50/10（2街区） 最低限度 20/10</li> <li>敷地面積に対する建築面積の割合 最高限度 7/10（1街区） " 8/10（2街区）</li> </ul> ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第4項第1号に該当する建築物にあっては1/10を加えた数値とする。	
約4,200㎡	約19,200㎡	約7.6/10	約31/10	商 業 駐 車 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の建築面積の最低限度 200㎡</li> <li>区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり</li> <li>良好な都市環境の形成を図るために、建築物の用途の制限を行う。</li> </ul>				
建 築 敷 地 の 整 備	街区番号	建 築 敷 地 面 積		整 備 計 画					
	1	約 7,400㎡		壁面の位置の制限による空地は、歩行者空間等として整備する。					
	2	約 5,500㎡							
住宅建設の目標				戸 数	備 考				
				約340戸					

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由：

社会経済環境に対応しつつ、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備をすることにより土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を変更する。